

研究報告

大正期の盆踊り復興に関する歴史的研究

—岐阜県の郡上おどり保存会を事例に—

伊東 佳那子¹⁾・來田 享子²⁾

Historical Studies on Restoration of *Bon Odori* in the Taisho Era
— The Case of *Gujo Odori* “Hozon-Kai” in Gifu —

Kanako ITO, Kyoko RAITA

1. はじめに

盆踊りは、民俗芸能、民俗舞踊の一つに位置づけられ、日本のよき文化であるとされている。夏には全国各地で踊られており、足立¹⁾は、盆踊りのような「ローカルな伝統文化が、その地域にとっての重要な観光資源として位置づけられ、地域づくりの契機になる」と指摘する。

本研究が対象とする郡上おどりは、日本三大盆踊りの一つであり、岐阜県郡上市八幡町において開催される伝統的な盆踊りである。その起源は諸説あるが、寛永年間（1624-1644年）に地域の人々の融和を図るため催したことにであるとされている²⁾。しかし、明治時代には、政府による欧化政策が進められる中、盆踊りは風紀を乱すものとされ、全国的に禁止された。岐阜県においても、1874（明治7）年に盆踊り禁止令が布達され、盆踊りが「無益」な「悪習」とされた。また、1882（明治15）年には、高山警察署により豊年踊りを禁じる通達岐阜日日新聞に掲載された³⁾。ところが、禁止の通達から5年後の1887（明治20）年には、地元の人々は自発的に「川崎踊」を踊るようになる。この踊りは、現在も郡上おどりの演目の一つに位置づけられている。当時の新聞記事によれば、人々

は「川崎踊」に、女装や男装、天狗や水干など様々な扮装で参加したとされる⁴⁾。この動向は、禁止から数年を経て以前の盆踊りの姿が再現された、盆踊りの復興の事例であるといえる⁵⁾。

1923（大正12）年には、町の有志によって「郡上おどり保存会」（以下、保存会）が設立されている。明治時代に禁止された盆踊りは、保存会の組織化によって復興され、保存する対象とみなされたといえる。当時の創立趣意書には、郡上おどりの復興は大正期のデモクラシーの風潮と日本の伝統文化見直しの機運に乘じ、官民意思疎通健全な娯楽として、西川流の協力を得て、「民俗的泥臭さや猥雑さや卑猥さを取り除き健全な歌詞を精選」、「踊りの形式において多種多様を整理」し「健康的娯楽としての郡上踊」を目指すことが掲げられた⁶⁾。伊東ら⁷⁾は、「歌詞の精選」、「踊りの整理」の具体的内容について次のように述べている。保存会は、歌詞の精選においては卑猥な歌詞を取り除き、地域の特色を唄う歌詞へと変更した。この歌詞の変更と昭和初期の地方民謡ブームにより、郡上おどりは「健全な娯楽」として全国に広まっていった⁸⁾。一方、踊りの整理については、保存会設立前、多種多様、混沌で猥雑、無秩序であった八幡町の踊りを整理し、その中から8種目（まつさか、

¹⁾中京大学スポーツ振興部、中京大学スポーツミュージアム学芸員

²⁾中京大学スポーツ科学部

かわさき、新かわさき、三百、さわぎ、猫の子、やっちく、甚句)を選び、郡上おどりの踊り種目として定めた。この過程で、踊り種目「かわさき」や「新かわさき」はより大衆うけする簡単で洗練された踊り方に改良され、囃子や鳴り物、笛が取り入れられた。このような踊りの大衆化により、郡上おどりは普及し各地から招請されるようになった。保存会は、時代の変容に対応させながら盆踊りを大衆化させ、発展させたのである。

こうした保存会の取り組みは、当時盆踊りを希求していた町外、県外の人々をも惹きつけ、多くの観光客が八幡町に訪れた。こうした観光客に対応するため、保存会は地元の者だけで踊る「昔おどり」(少人数の複数の輪をつくり、歌いながら踊る形態)を止め、観光客を巻き込む形態をとり、踊り方の統一を図った⁹。さらに観光化を進めるため、周辺村落への普及活動や対外的宣伝、メディアへの出演、出張公演などを積極的に行った。

1996(平成8)年には、郡上おどりが国の重要無形民俗文化財の指定を受け、郡上市八幡町の重要な観光資源となった。しかし、現在は郡上おどりの観光資源化に伴い、地元の人の「踊り離れ」による担い手や後継者不足が問題視されている。

先行研究において、保存会については、郡上おどりや岐阜県の盆踊りの歴史を検討する中で言及されることが多い。上述した保存会の設立経緯や目標などは明らかになっているものの、設立に関与した人物や具体的な動向を明らかにした研究はみられない。また、1898(明治31)年から保存会が設立される1923(大正12)年までの岐阜県における盆踊りの実施状況は明らかになっていない。盆踊りの実施状況の検討は、明治期の禁止令を経て人々が盆踊りをどのように捉えていたかを示すと共に、保存会設立への機運がみられた時期を知るために必要な検討であると考えられる。伊東ら¹⁰による新聞記事の検討によれば、明治時代の盆踊り禁止令布達後から1897(明治30)年までの間に、人々による盆踊り復興の動きがみられたことが明らかになっ

ており、これ以降にもこの動きは継続した可能性がある。

以上の背景を踏まえ、本研究の目的は、郡上おどりの保存会が設立された背景を明らかにする。具体的に以下の3つの課題を設定した。課題1では、保存会設立の意図や経緯を保存会設立時の会議録から明らかにする。課題2では、先行研究で指摘されている保存会設立に関わった町の有志とはどのような人物であったかを、保存会設立時に発行されたパンフレット等の史料から検討する。課題3では、明治時代にみられた盆踊り復興の動きが保存会設立前にもみられたのか、盆踊りの実施状況を当時の地方新聞から明らかにする。

本研究で保存会設立の背景を歴史的に検討することによって、明治政府が禁止した盆踊りの重要性を人々がどのように再認識し復興させたのか、その一事例を提示することができる。

2. 方法

検討する史資料を以下に示す。

課題1:『郡上八幡町史史料編第6巻』¹¹に掲載されている保存会設立時の会議録から保存会設立の契機となった内容を抽出し分析する。会議録の原本は現在紛失しているため、二次資料である上記の資料を用いる。

課題2:設立時の保存会役員が記載されている『郡上八幡町史史料編第6巻』、『郡上おどり』¹²、保存会設立の翌年に発行されたパンフレット『郡上踊』¹³から、当時の役員がどのような人物であったかを検討する。

課題3:「岐阜日日新聞」(1880年創刊、岐阜県図書館所蔵)に掲載された盆踊りに関する記事を抽出する。対象は、岐阜県図書館に現存する1912(大正1)年~1918(大正7)年までであるが、この期間の多くの記事が欠けているため、悉皆的な検討は困難であった。また、1919(大正8)年から保存会が設立された1923(大正12)年までの岐阜日日新聞については、岐阜県図書館、国立国会図書館での所蔵を確認することができなかった。

3. 結果及び考察

3.1. 保存会設立の経緯

1923（大正12）年に設立された保存会の会議録の検討から、保存会が設立する以前に、盆踊りの永続保存をめざす動きがあったが、実現には至らなかったことが明らかになった。会議録に記された内容を抜萃し以下に記す。

1. 起源地テアル八幡町テハ踊ガ多種多様トナリ或ハ風俗上ニモ如何カトナリ
2. 大正七（一九一八）年時ノ八幡警察署長和田茂氏ノ如キハ一大干渉ヲ試ミ
3. 三百年ノ歴史ヲ有シ而モ我ハ八幡町ノ年中行事モ其願ノ薄ラグニ至ツタノヲ遺憾トスルモノ多数デアツテノテ
4. 此道ノ熱心家神谷治兵衛氏ハ堀口鉄吾氏ト謀リ是ガ永続保存ニ意ヲ用ヒタリシモ如何セン時ノ和田署長ハ其意ヲ容レズ
5. 米価暴騰ニ因ル富山市ノ米騒動ハ当町ニモ波及セントスル形跡アル等ヨリ此種ノ集団ニハ一層圧迫ヲ加フルヲ見ル

この記録からは、盆踊りの保存について、当時の警察署長であった和田茂と住民とが対立関係にあったことが明らかになった。また、当時の八幡町では盆踊りがさまざまに踊られている様子を「風俗上如何」なものかとする動向があった。和田の「一大干渉」は、町におけるこのような盆踊りに対する否定的な捉えが基盤となっていたと考えられる。この出来事は、当時の関係者にとっては「遺憾」に思うものであったことから、地域住民にとっての盆踊りの重要性は高かったと推察される。

さらに、会議録には「一大干渉」を行った和田が、盆踊りに「一層圧迫」を加えたことが示されている。その契機となったのは、1918（大正7）年に富山県から全国に広がった米騒動である。岐阜県においては、岐阜市と大垣市で騒動が起こったことから、和田は八幡町でも騒動が起こることを懸念し、盆踊りに「一層圧迫」を加えたと考えられる。すなわち、盆踊りは人々が集団になることによって民衆による暴動の契機になりえると考えられていた。

会議録には、盆踊りの保存に熱心であった神谷治兵衛と堀口鉄吾という2名の人物名が記されている。両者は、後の保存会設立に大きく貢献した人物であった。

保存会の設立をさらに阻んだ出来事が、1919（大正8）年7月に八幡町で起こった大火事であった。会議録にも次のように記されている。

大正八（一九一九）年当町ノ大火アリテ盆踊ナド思ヒモヨラヌ有様トナリ爾来兩三年間盆踊ヲ遠慮差控ヘタリ

この火事は「大正の大火」と呼ばれており、7つの町が消失するほどの大きな被害があった。人々は、この出来事に伴い、3年間盆踊りを自粛したのである。

しかし、この自粛の期間にも、保存会設立に向けた動きがあったことが会議録に記されている。

1. 火災後中西久五郎氏ハ大正八年秋八幡署長トシテ赴任アリ
2. 一方北町住家モ其後大体日ニ復シタレバ神谷、堀口両氏ハ坪井房次郎氏（当時郡上郡消防協会会長）ニ因リ同氏ヲ会長ニ鷺見甚造氏ヲ副会長トシテ郡上踊保存会ヲ組織シ
3. 郷土芸術ヲ永遠ニ保存セント踊ノ種類ヲモ、川崎、さわぎ、松坂、三百、甚句、猫ノ子、ヤッチクノ七種ト限定風紀ノ改善取締ニモ極力努ムルコトトシ其レガ為ニハ多数ノ委員ヲモ設クルコトヲ約シ
4. 大正十二（一九二三）年七月中西署長ニ対シ種々交渉ヲ重ねタル結果漸ク是レガ承認ヲ得タ

神谷と堀口は、大火事の被害にあった町の復旧を待ち、「郡上踊保存会」を組織した。両名は、当時郡上郡の消防協会会長であった坪井房次郎を会長、鷺見甚造を副会長とした。鷺見は、次期町長を務める町の有力者であった。組織された保存会には、郷土芸術を永久的に保存する目的で、踊り種目を限定し、風紀の改善、取締に極力努めるため多数の委員が設けられた。その後、和田に代わって赴任した中西久五郎警察署長と交渉を重ね、1923（大正12）年に保存会

設立の承認を得た。つまり、問題視されていた盆踊りの風紀を改善することが、保存会の設立を可能にしたといえる。

では、保存会はどのような人物たちによって構成されていたのであろうか。

3.2. 保存会設立時の役員

『郡上八幡町史史料編第6巻』によれば、設立時の保存会役員は、合計51名で構成されていた(表1)。

保存会の顧問には、八幡町の郡長、警察署長、町長が使命されている。この3名を役員に加えたことは、盆踊りが町の公認の娯楽となったことを象徴するものであった。また前述の通り、会長には坪井、副会長には鷺見が就任した。上記の他にも、町の有力者が役員に加わっていた。例えば、幹事の清水義廣は、郡上八幡町の消防組設立の発起人、前田甚七郎は商店の店主、また相談役の西部亀吉は呉服店の店主である。このように、当時の役員は町の中心人物や有力者によって構成されていた。

保存会は、設立の翌年に『郡上踊』というパンフレットを発行した。このパンフレットは、神谷が編集を務め、「郡上踊宣傳の爲」に発行されている。内容は、主に郡上おどりの演目7つのお囃子を紹介したものであったが、末尾には賛助会員の氏名が11ページに渡って掲載された(写真1)。

賛助会員は、「市内之部」と「市外之部」に分けられ、市内が165名、市外が80名の合計245名であった。また、「市外之部」の中には、旧藩主であった青山子爵をはじめ、東京市(現：東京都)、名古屋市、山形県東源寺、北海道庁立

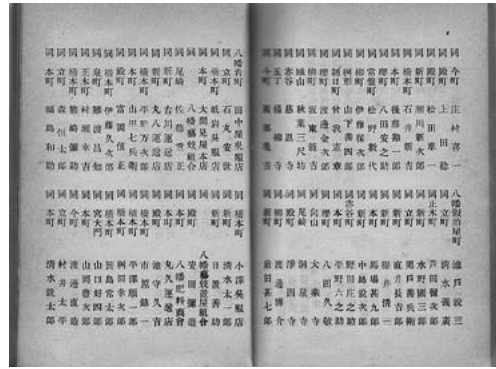


写真1. 賛助会員一覧

札幌第一中学校など様々な場所に所属する者の氏名が記されていた。賛助会員に記載のあった人々が、保存会や郡上おどりと具体的にどのような繋がりを持っていたかについては、現段階では明らかにすることはできていない。ここでは、保存会設立時点で、すでに郡上おどりが郡上八幡町に留まらず、町外、他県の支援を得る状況にあったことに着目しておきたい。

本パンフレットには現在でいうスポンサーのように店名や店主の名前の記載もみられた(写真2)。

以上のように賛助会員や店名などが掲載されたことに加え、神谷がパンフレットに「本冊子編纂に當り賛助員として御後援を賜りし」と記したことから、町の有力者や住民だけでなく、町外、県外の人々の協力を得て、郡上おどりの普及が行われた。

表1. 保存会設立時の役員構成

顧問	郡長、署長、町長
会長	坪井房次郎
副会長	鷺見甚造
幹事	伊藤保次郎、清水義廣、前田甚七郎、堀口鉄吾、平沢順一郎
相談役	平野六之助、神谷治兵衛、西部亀吉
委員	38名

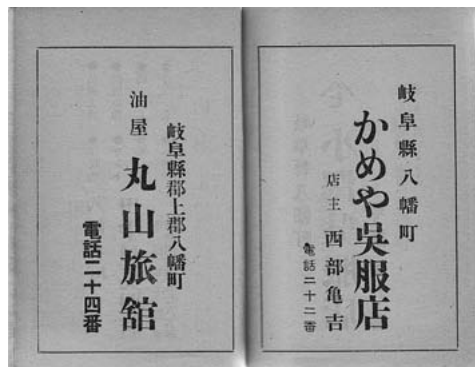


写真2. スポンサー

3.3. 保存会設立前の町の様子

現在確認することができる1912（大正1）年～1918（大正7）年までの「岐阜日日新聞」を検討した結果、盆踊りや踊りに関する記事は8件存在した（表2）。このうち1件は、盆踊りの中止を伝える内容であったが、残りの7件は、庶民が祭典や日々の生活の中で踊りを行った様子を報じていた。

3.3.1. 盆踊りの中止を伝達する記事（1件）

1914（大正3）年9月4日の記事には、高山町（現：高山市）にて毎年盆の時期に行われる盆踊りを今年は「其筋の意嚮にて」中止する内容が報じられた。報道によれば、この盆踊りは市中各所に踊り場を設けて踊られる有名なものであった。そのため、盆踊りの中止は「極めて淋しく」と記されていた。また、「其筋の意嚮」については、具体的な内容が記載されていなかったが、翌1915（大正4）年の「三年振の軍旗祭」という記事に次のような記載がみられた。

（略）歩兵第六十八聯隊軍旗祭は、一昨、昨の兩年は諒闇中とて御遠慮申上げたが諒闇明けの本年は一層花々しく挙行の筈（略）上記から、「一昨、昨の兩年は諒闇中」であるため、軍旗祭が実施されなかったことがわかる。また、1915（大正4）年が諒闇明けとされたことから、1912（明治45）年に明治天皇が崩御してからの3年間を諒闇とし、自粛したと考えられる。先行研究によればこの期間は「歌舞音曲」も禁止されている¹⁴。このことから、1914年に実施予定であった盆踊りは、明治天皇の諒闇という理由により中止された可能性がうかがえた。

3.3.2. 盆踊り実施の様子を伝達する記事（7件）

盆踊りの中止が報じられた1914（大正3）年に、吉城郡古川町（現：飛騨市）では例祭が実施された。この例祭は、近年稀にみる大豊作の祝いや日獨戦争の戦勝祈念のために行われる予定であったが、「お祭り騒ぎは成可く避けて質

表2. 岐阜日日新聞における盆踊りや踊りに関する記事

1914（大正3）年 9月4日	「高山の盆踊中止」高山町は本月一日より盂蘭盆會にて例年ならば有名なる盆踊を爲し市中各所に踊場を設けて（略）今年は其筋の意嚮にて中止したる爲め極めて淋しく（略）
1914（大正3）年 9月15日	「古川近郷のお祭」吉城郡古川町付近の村落にて（略）本年は近年稀有の大豊作なるを見越して前景氣宜しく且又日獨開戦の結果戦勝祈念を兼ねての例祭を執行する向多しされどお祭り騒ぎは成可く避けて質素を旨とし（略）何れの村においてもお祭りの當夜は村の若き男女等鎮守の森に集ひ一同輪を作りて豊年踊を催すなど至る處に活氣充溢し居たり
1915（大正4）年 11月2日	「奉戴式と盆踊」郡上郡奥明方村小学校に於て廿八日御眞影奉戴式を挙げ（略）夜は元氣潑瀾たる盆踊を爲し豊年祝を兼ねて行ひたり
1915（大正4）年 11月19日	「八幡町の奉祝」郡上郡八幡町の各町は（略）十六、七日の兩日は本町の雀踊、鍛冶屋町の祭式行列、正木町の将棋駒行列等あり中には下井山の催せる消防組は隊をなして全町を練り廻り夜間は時間交代にて夜を徹し町々の非當を警戒するなど最も威すべきものにて赤谷組の餅つき踊など面白きものありたり
1917（大正6）年 6月1日	「高山の二日間」経つて公會堂の宴會に列り餘興の高山踊などを観たり。高山踊とは所謂盆踊にして鄙ひたる唄の調子、緩やかな太鼓の調べなど山村特有の情調に富みたり
1917（大正6）年 8月14日	「人氣湧く八幡町」畜産共産會、山林會總會其他二十種に近き會合を九月廿日以降數日間に開催する郡上郡八幡町にては今や官民其準備に昼夜■行殆んど忙殺さるゝの状態にして同地空前の盛時を迎ふる（略）尚餘興として計畫されしは左の如し二十三日愛宕公園にて八幡踊
1917（大正6）年 10月7日	「品評會の餘興」盛んなりし飛騨高山製糸品評會並に三団体總會も去五日を以て閉會したるが右開會中興を添ふべく催されたる（略）又市街及び店頭裝飾は三之呉服商組合の電燈裝飾女子校の入口に設けた鈴輪青年會の緑門を一等に、肴横町、二之町上の球燈柱、川原町の盆踊（略）を二等に審定されたり
1917（大正6）年 10月25日	「大垣町空前の賑ひ」昨二十四日午前九時戸田伯爵親祭の下に大垣招魂社に於て戊辰役五十年祭を執行せり（略）全町の餘興（略）養老鉄道會社にて營業■■附近に於て大規模なる獅々舞を催し揖斐川電化興行會社にても舊藩時代の全盛を極めし津波踊りを市中各所にて催し（略）

※■は解説不明

素を旨と」することが目指された。それでも夜には、若者が神社に集まり豊年踊りを開催し活気に溢れていた様子が報じられた。1914（大正3）年は、未だ諒闇中であることに加え、第一次世界大戦が勃発した年である。この2つの出来事により質素に過ごすことが求められた可能性が考えられた。

1915（大正4）年11月の記事には、奉戴式の夜に盆踊りが行われたという内容が掲載された。そこには、郡上郡奥明方村（現：郡上市）で行われた御眞影奉戴式の夜に、豊年祝いを兼ねて盆踊りが「元気潑潑」と実施された内容が記された。また、同月には、郡上郡八幡町の各町が奉祝として余興を行い、八幡町が雀踊、消防隊の赤谷組は餅つき踊を催した。雀踊とは現在、和歌山県の無形民俗文化財に指定されている踊りであり、餅つき踊は現在埼玉県で行われている。

1917（大正6）年になると盆踊りの実施が多くみられるようになる。6月には、高山の公会堂の宴会の余興として高山踊が行われた。この記事によれば、高山踊とは、「所謂盆踊にして鄙ひたる唄の調子、緩やかな太鼓の調べなど山村特有の情調に富みたり」と説明されている。

9月には郡上郡八幡町にて会合が開催され、その余興として八幡踊が踊られた。この会合は、畜産共産会、山林会総会など20ほどの会合を数日間に渡って開催したものであり、記事には「同地空前の盛時を迎ふる」とされ、町をあげてその準備を行った様子が記されていた。余興には、八幡踊の他に、角力大会や花火大会、手踊りが計画されていた。この記事からは、会合に町外や県外から多くの人々が訪れた可能性がうかがえる。したがって、八幡踊は郡上郡八幡町を代表する文化として選定された余興のひとつとして扱われたと考えられる。

さらに10月には、大垣町（現：大垣市）にて戊辰役五十年祭が執り行われた。ここでは大垣町がそれぞれ余興を行い、その一つとして津汲踊りが市中各所にて行われた。津汲踊りとは、現在岐阜県揖斐川町東津汲にて傳承されている東津汲鎌倉踊につながる踊りであると考えられ

る。この津汲踊りは記事内で「舊藩時代の全盛を極めし」と記されている。また、江戸時代に行われた踊りを復活させたものであり、また現在にも傳承されていることから、明治期の禁止令を経て復興された盆踊りの一つの事例であると考えられる。

大正初期は、明治天皇の諒闇に伴い、盆踊りの中止や盛大に行うことが慎まれた。しかし、諒闇明けからは様々な例祭などで盆踊りは行われ、祭りのなかで欠かせない役割を果たしていた。1917（大正6）年に開催された会合における余興としての選定は、この時期にすでに、盆踊りが町を代表する文化のひとつとして扱われていたことを示唆していた。

4. まとめ

本研究では、岐阜県の郡上おどりの観光資源化に大きく貢献した保存会の設立背景を明らかにした。ここでは、本研究で明らかになった内容を時系列にしたがって再構成した上で、若干の考察を行う。

「岐阜日日新聞」の検討から、1914（大正3）年に盆踊りが中止されたことが明らかになった。この中止には、明治天皇の諒闇の期間であったことが関係していた。諒闇は3年間続き、その間は、盆踊りだけでなく、祭りそのものが自粛された。諒闇が明けてからは、例祭や奉戴式、戊辰役五十年祭など様々な場面で盆踊りが行われたことが、7件の新聞記事から確認することができた。特に1917（大正6）年に数日間に渡って郡上八幡町で行われた畜産共産会、山林会総会などの会合の余興として「八幡踊」が踊られ、町内だけでなく、他の地域の人々が踊りを楽しむ機会が生み出されたと考えられた。

明治期の禁止を経て、大正初期には上述のように、再び地域に根づいた姿を取り戻した盆踊りを「保存」の対象として見る動きが発生したのは、「熱心家」と表現された特定の人々によるものであった。保存会の設立には、警察署長という公権力による干渉や、災害に見舞われた事により、一定の時間を要した。

公権力の干渉には、盆踊りに否定的な町の一部の人々の考え方や当時富山県で起きた米騒動が影響していた。人々が集い、自由気ままに様々な踊りを踊ることは、民衆による暴動のきっかけとなることが懸念された。盆踊りには、江戸末期のええじゃないかのように、政府への逆行行為に利用されたこれまでの歴史がある¹⁵。明治時代においても「盆踊りの輪がつくりだす非日常的な社会編成は、集会条例が禁止の対象とした政治演説のアジェンダと同様（あるいはそれ以上に）、治安当局にとって警戒すべき事態だった」と兵藤¹⁶は指摘する。こうした歴史もふまえ、警察署長は盆踊りの集団性に厳しい目を向けていたと考えられる。

警察署長との交渉の末、1923（大正12）年に設立された保存会には、消防協会会長や次期町長をはじめ、多くの有力者が携わっていた。保存会は町の有力者の協力を得ることで、盆踊りを町の中心的な文化として位置づけることに成功し、さらには、現在でいうスポンサーや賛助会員を得た。賛助会員には、町外、県外の人が多く存在した。このように支援者の層が広がっていたことは、郡上おどりが郡上八幡町を越えて既に広まっていたことを示していた。また、保存会の中心人物たちが郡上おどりを全国的に広めるために、町外や県外の有力者に賛助を求めるといった戦略をとった状況がうかがえた。

保存会は設立以降、盆踊りを「健全な娯楽」とするためにこれまで伝承されてきた様々な要素を改善してきた。設立時には、「熱心家」であった神谷、堀口が盆踊りの改善と取締に努めた。この改善の具体的内容を知る史料は、現段階では見出すことができないものの、断片的な記録からは、当時問題視された要素を変容したことが明らかになった。

公権力を象徴する存在ともいえる警察署長の盆踊りに対する否定的な捉えは、先行研究で指摘されてきた明治期の捉え方の延長線上にあり、大きく変化したとは考えられなかった。そのような考えの警察署長が承認する「健全な娯楽」とは、反社会性、非日常性という盆踊りの伝統的な要素が取り除かれたものであり、地域

の特色を描き出すという独自性において、町の娯楽として存在が許されるものであった。したがって、保存会による「保存」とは、盆踊りが本来持っていた要素を消失させつつ、当時の社会に適応させるという意味での「近代化」を達成することにより構築された「伝統文化」であったともいえる。渡邊¹⁷は、「伝統は不変の現実ではない。様々な局面で変化していく。」と指摘する。保存会による「近代的」な伝統文化の創出は、大正という時代の中で盆踊りを保存するためには不可欠であったのだろう。

郡上おどりは、国の重要無形民俗文化財に指定されており、文化財として芸能形態そのものを変容させず、固定化して伝承することが義務付けられている¹⁸。文化庁は、郡上おどりについて、その特徴を示しながら「わが国を代表する盆踊の一つとして芸能史上とくに重要なものである」と評価する¹⁹。今後、この評価を維持する一方で、大きな変容が許されない郡上おどりは、どのように伝承されていくべきなのか。ここ数年、郡上おどりの徹夜おどりが実施される4日間で約20万人の観光客が訪れている。人々が踊り屋形を囲み、輪になって踊ることで、身体を通じ郡上おどりが伝承されていく。多くの人々の身体に記憶されることは無形である踊りの伝承に不可欠である。とすれば、郡上おどりを踊る全ての人々が伝承の担い手であるともいえるであろう。伝承の担い手が地元住民だけでなく、観光客をも含むと捉えた場合、踊りが期間中踊られるだけでなく、郡上おどりが現在までどのように発展し、伝承されてきたのか、そこには人々のどのような情熱があったかについても、広く理解される必要があるだろう。

今後の課題として、新聞記事の検討やインタビュー調査等から、保存会設立に関与した人物のより詳細な情報の収集と盆踊りの実施状況の検討を続けたい。

本研究は、2019年度中京大学体育研究所共同研究費による研究成果と2018年度笹川スポーツ財団の『笹川スポーツ研究助成』の助成金を受けた研究成果によって構成されています。

【参考文献】

- 1 足立重和, 地域づくりに働く盆踊りのリアリティー岐阜県郡上市八幡町の郡上おどりの事例からー, フォーラム現代社会学 (3), pp.83-95, 2004.
- 2 文化庁, 国指定重要文化財等データベース, <http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp> (2018年2月28日閲覧).
- 3 伊東佳那子・來田享子, 盆踊りの禁止と復興に関する歴史的研究ー岐阜県郡上おどりを事例にー, 中京大学体育研究所紀要第33巻, pp.97-103, 2018.
- 4 3に同じ.
- 5 3に同じ.
- 6 高橋教雄, 歴史探訪 郡上踊り, 梨逸書屋, p.135, 2013.
- 7 3に同じ.
- 8 郡上おどり保存会, 郡上おどり, 八幡地域振興事務所産業振興課, p.22, 2006.
- 9 足立重和, 地域づくりに働く盆踊りのリアリティー岐阜県郡上市八幡町の郡上おどりの事例からー, フォーラム現代社会学(3), pp.83-95, 2004a.
- 10 3に同じ.
- 11 郡上八幡町史史料編纂委員会, 郡上八幡町史史料編第6巻, 八幡町, pp.498-500, 2004.
- 12 郡上おどり保存会, 郡上おどり, 八幡地域振興事務所産業振興課, pp.42-45, 2005.
- 13 郡上踊保存會, 郡上踊, 神谷治兵衛, pp.73-123, 1924.
- 14 ジャパンアーカイブズ, <https://jaa2100.org/entry/detail/052105.html> (2020年12月31日閲覧).
- 15 小林直弥, 盆踊りの研究Ⅲー近現代における盆踊りの存在意義とその役割ー, 日本大学芸術学部紀要, pp.27-38, 2011.
- 16 兵藤裕己, 演じられた近代<国民>の身体とパフォーマンス, 岩波書店, pp.2-3, 2005.
- 17 渡邊秀司, 「創造」する伝統について, 佛大社会学, 31, pp.1-13, 2007.
- 18 高橋教雄, 歴史探訪 郡上踊り, 梨逸書屋, p.169, 2013.
- 19 国指定文化財等データベース, <https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/302/633> (2021年1月8日閲覧).